平成２４年（フ）第２１４９号
名古屋市千種区清明山１丁目５番１号　県営清明山住宅１棟301号
債務者　伊澤　洋子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０３号
佐賀県唐津市二タ子３丁目13番31号
債務者　本山　みへ
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第５８号
長崎県南島原市西有家町龍石3008番地、住民票上の住所山梨県韮崎市龍岡町下條南割1100番地　三井金属鉱業家族寮201号
債務者　田中　　幸
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第６８号
長崎県雲仙市瑞穂町西郷丁2356番地、前住所東京都新宿区市谷本村町５番１号
債務者　宮﨑　利信
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１８８号
新潟県見附市今町２丁目14番37号　今町市営住宅　Ａ号棟45号
債務者　岡田　　叶
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１９０号
新潟県長岡市南七日町56番地10　ランドマークタウン409号室、住民票上の住所新潟県新潟市中央区大島151番地４　グリーンホームズ203号
債務者　佐藤　俊一
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１９９号
新潟県長岡市末広２丁目３番８号　シャインパレス101号室
債務者　松田　昌樹
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２００号
新潟県長岡市中島２丁目４番９号　松本荘202号室
債務者　諸橋　雅子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２０８号
新潟県長岡市青葉台５丁目20番地３
債務者　若井真由美
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第８６号
新潟県上越市大字本新保54番地
債務者　清水　和行
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１０５号
新潟県上越市大字下荒浜828番地１　千葉方、住民票上の住所新潟県上越市新光町３丁目14番８号　ベロウアビターレＢ棟301号
債務者　松井　直美
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１０６号
新潟県上越市頸城区西福島239番地１
債務者　朝倉　照子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１５０号
山口県下関市綾羅木本町８丁目11番５―104号　リズム綾羅木Ａ
債務者　須藤　　繁
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１７８号
山口県下関市彦島杉田町１丁目２番20号
債務者　河野　　徹
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第７８９号
北九州市八幡西区三ケ森１丁目４番７―503号
債務者　樋口　奈美
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８２０号
北九州市八幡西区木屋瀬５丁目15番21号
債務者　石田　義明
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１３６号
鹿児島県鹿屋市旭原町2649番地２
債務者　平八重明美
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係